

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

むつ市長

市町村名 (市町村コード)	むつ市 (2208)	
地域名 (地域内農業集落名)	大畑地区 (二枚橋、孫次郎間、湯坂下、 高橋川、小目名、堂近、 兎沢、正津川、関根橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月12日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、自家消費を除けばまとめて農地を利用しているのは、現在堂近地区周辺のみとなっており、その堂近地区でも中心となる担い手が4経営体しかなく、遊休農地の増加が懸念されている。
大畑地区では土地改良区が農道・水路の維持管理を行っているため、遊休農地であっても耕作に移行することは難しくないが、一区画が小さいため機械化にむかず、元が田であるため、排水を改善しなければ畑作は難しい。
今後規模拡大をしていくのであれば、土地所有者の意向を把握し、基盤整備事業を行うなどして農地の集約化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基本的には担い手への農地集約を進めていく。新規の担い手確保に向けては、堂近地区の農地はほとんどが田であったため、そのまま水田利用として情報発信し、マッチングを図る。畑地としての利用や、機械化を伴う大規模な農業経営の申し出があった場合には、基盤整備事業の活用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者への農地の集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
意向把握調査の結果、ほとんどの土地所有者が所有農地の今後を「わからない」と回答するか、無回答だったため、今後も所有者の意向把握につとめ、農地中間管理機構への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では基盤整備の予定はないが、一つ一つの農地が小規模、かつ水田であったため、機械等を使用した大規模農業や、畑作の要望があった際は事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地に適した作物について、地域内外に発信し、新規就農の希望があった場合は、市、県、農協等、関係機関で必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の関係機関で、適宜必要なサポートを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①サル、カモシカなどの被害が発生した場合は、速やかに市へ情報が伝わるようにし、猟友会と連携して対処していく。